

ぜんこくざいたくしょうがいじ しゃじつたいちようさ かしょう きほんこつかく あん
全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について

1. 調査の目的

しょうがいしゃじりつしえんほうはいしごせいどたにまう しょうがいしゃそうごうふくしほう
障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」
（仮称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これ
までの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを
把握する。

- ※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、
在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対
象とはしない。
- ※2 施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会
の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その
結果を踏まえて検討する。
- ※3 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料
であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の方法

A案

ちゆうしゆつ ちゆうさたいしやうちく ぜんせたい ちゆうさひやう ゆうそう ちゆうさひやうきにゆうご
抽出した調査対象地区の全世帯に調査票を郵送し、調査票記入後、
ゆうそう へんそう ほうほう
郵送により返送する方法とする。

B案

ちゆうさいいん ちゆうさちくない せたい ほうもん ちゆうさ しゆしとう せつめい うえ ちゆうさ
調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査
たいしやう う む かくにん
対象の有無を確認する。
ちゆうさたいしやうしゃ ほうあい ちゆうさひやう てわた きにゆうおよ ゆうそう へんそう
調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送
いらい しけいゆうそうほうしき
を依頼する自計郵送方式。

ちゆうさひやう げんそく ちゆうさたいしやうしゃほんにん きにゆう
調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

- ※5 記入の支援方法等について、今後検討。

3. 調査の内容

ちゆうさ ないやう けんとう あ かんが かつ
（1）調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) 具体的な調査項目とその必要性
 ①回答者の基本的属性に関する調査項目

ちょうさこうもく 調査項目	ぐたいてき ちょうさないう 具体的な調査内容	ひつようせい 必要性
しょうがい じょう 障害の状 きょう 況	しょうがい じょうたいおよ ともな にちじょうせい ・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度分類した選択肢を示して選択（障害の重複状態についても調査）	しょうがい じょうたいおよ ・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障の程度について分析するために必要
しょうがい げんいん 障害の原因 とう 等	しょうがい げんいん せんたく し しめ ・ 障害の原因について選択肢を示して名称を選択（名称の例：脊椎損傷、統合失調症等） ・ 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度 ・ 障害の原因が生じた年齢又は診断を受けた年齢	しょうがい じょうきょう ぶんるい ・ 障害の状況を分類するために必要
にちじょうせいかつまた 日常生活又は社会生活上の支障の継続期間	しょうがい ともな にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ ・ 障害に伴う日常生活又は社会生活上の支障を生じることとなつてからの期間を選択（区分の例：6ヶ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上5年未満、5年以上）	しょうがい けいぞくき かん ・ 障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要

<p>にちじょうせいかつまた 日常生活又は 社会生活 上の支障 の発生頻度</p>	<p>にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう ししょう ・日常生活又は社会生活上の支障が 発生する頻度を選択 (毎日、週〇回、等)</p>	<p>にちじょうせいかつまた しゃかいせい ・日常生活又は社会生 活の制限の程度を目安 として確認が必要</p>
<p>ねんれいおよ せい 年齢及び性 別</p>	<p>ねんれい さい およ だんじょ べつ ・年齢(〇歳)及び男女の別</p>	<p>ちよう さいたいしやうしや ねんれい ・調査対象者の年齢 構成等について把握する ことが必要</p>
<p>きよじゆうけいたいおよ 居住形態及 び同居者の 状況</p>	<p>きよじゆうけいたい じたく とう べつ ・居住形態(自宅、GH・CH等の別)、 同居者の本人との関係</p>	<p>きよじゆうけいたい どうきよしや ・居住形態、同居者の 状況と福祉サービスの 利用状況との関係等 の検証を行うために 必要</p>
<p>しょうがいしやて 障害者手 帳等の種類</p>	<p>しんたいしょうがいしやて ちよう しょうがい しゆるい ・身体障害者手帳(障害の種類、 等級別)、療育手帳(程度別)、精神 障害者保健福祉手帳(程度別)、特定 疾患医療受給者症、小児慢性特定 疾患医療受診券の有無 ・障害程度区分又は要介護認定の状 況</p>	<p>しょうがい もの ・障害のある者がどの 程度、現行制度による支 援の対象となっている か等について検証する ために必要。</p>
<p>しゅうにゆう じょう 収入の状 況</p>	<p>かげつ あ しゅうにゆううちわけ き さい ・1ヶ月当たりの収入内訳を記載 (就労収入〇円(うち工賃〇円)、 公的年金〇円、手当〇円等)</p>	<p>しゅうにゆう げんじょう はあく ・収入の現状を把握 するために必要</p>
<p>か ぜい じょうきよう 課税状況 等</p>	<p>しよとくぜい じゅうみんぜい か ぜいじょうきよう せい ・所得税・住民税の課税状況、生 活保護受給の有無等</p>	<p>しゅうにゆうじょうきよう ほかん ・収入状況を補完す る情報として必要</p>

<p>し しゅつ じょう 支出の状 きょう 況</p>	<p>かげつ あ し しゅつちわけ き さい い ・1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医 りょう ひ えん ふくし りょうしや ふたん えん 療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円 （うち食費等実費負担〇円、サービス りょうりょう えん やちん えんとう 利用料〇円）、家賃〇円等）</p>	<p>しゅうにゆう たい し しゅつ ・収入に対する支出 じょうきょう はあく 状況を把握するために ひつよう 必要</p>
<p>につちゅう かつどう 日中の活動 じょうきょうとう 状況等</p>	<p>につちゅう おも かつどうないよう れい しめ ・日中の主な活動内容について例を示 せんたく しゅうろく しゅうがく きやたくとう して選択（就労、就学、居宅等） がいしゅつ じょうきょう ・外出の状況</p>	<p>につちゅう かつどうじょうきょうとう ・日中の活動状況等 はあく ひつよう の把握のために必要</p>

げんざいりよう こんごりよう きぼう
②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

<p>しょうがいふくし 障害福祉サ ら一サービス等の利 ようじょうきょう 用状況</p>	<p>きやたくかいご せいかつかいご た しょうがいふく ・居宅介護、生活介護その他の障害福 し かいご ほけん とう りょう 祉サービスや介護保険サービス等の利用 う むおよ りょうりょう ほそうぐ にちじょうせいかつ の有無及び利用量、補装具・日常生活 ようぐ しょう うむとう 用具の使用の有無等</p>	<p>り ・どのようなサービスを利 よう げんじょう 用しているのか現状を はあく ひつよう 把握するために必要</p>
<p>しょうがいふくし 障害福祉サ ら一サービス等の希 ぼう 望</p>	<p>りょう きぼう ないようおよ りょう ・利用を希望するサービスの内容及び量 きやたくない かいごとう しえん がいしゅつじ し （居宅内の介護等の支援、外出時の支 えん につちゅう かいご しゅうろく しえん せいかつ 援、日中の介護、就労の支援、生活の ばとう 場等）</p>	<p>り ・どのようなサービスにど ていど りょうきぼう の程度の利用希望がある はあく ひつよう のか把握するために必要</p>
<p>た その他</p>	<p>こんごく ばしょ こま ・今後暮らしたい場所、困っていること、 そうだんあいてとう 相談相手等</p>	<p>こんご く ・今後どこで暮らしたい とう はあく ひつ か等を把握するために必 よう 要</p>

※6 ちょうさこうもく かぶそくとう こんごさら けんとう
調査項目については、過不足等について今後更に検討。

ちょうさたいしやうしや はんい
(3) 調査対象者の範囲について

しょうがいしやけん りじょうやくだい じょう ふ こんかい ちょうさ たいしやうしや
障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、

い か
以下のとおりとする。

【参考1】 障害者権利条約第1条 (政府仮訳抜粋)

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) の交付を受けている者又は交付を受けていないものの、以下のような長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害に伴い、日常生活又は社会生活が制限される状態に概ね6ヶ月以上該当する者若しくは該当することが見込まれる者 (明らかな改善状況にあるものを除く。)

れい
<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難 (difficulty) を伴う
- ②補聴器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような自身で行う身の回りのことに困難を伴う
- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通 (例えば、理解したり、理解してもらうこと) を行うことに困難を伴う
- ⑦もの (2キロ程度) の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧疲れやすさや痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

さんこう
【参考2】

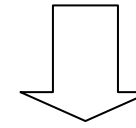
上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容 (six question set) 等を参考に例示した。なお、ワシントングル

ープは、「^{こくれんしょうがいそくてい}国連^{かん}障^{こくさい}害測定に関する国際^{ねん がつ}セミナー（2001年6月）」において^{しょうがい}障^{こくさい}害データが^{こくさい}国際^{ひかく}比較^{とうけい}できるような^{しゅほう}統計的・^{さぎょう}手法的^{こくさい}作業が^{ひつよう}国際^{こくさい}レベルで^{ひつよう}必要とされた^{ひこく}ことから、^{いちじ}非^{そしき}公式・^し一時的に^し組織された^し市民の^{あつ}集まり（CITYGROUP）であり、^{かいごう}会合は^{かいごう}これまでに9回^{かいごう}行われその^{かいごう}概要が^{かいごう}国連^{かいごう}統計^{かいごう}委員会に^{かいごう}報告されている。

4. ^{とう}スケジュール等 ^{べつし}別紙

ぜんこくざいたくしょうがいじ しやじったいちようさ かしよう けんとう あん
 全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の検討スケジュール（案）

じ 期 時 期	ぜん 体 全 体（総合福祉部会の動き）	ワーキンググループ	けんきゆうはん 研究 班
ねん がつ 22年5月		ちょうさいたいしやう ちょうさほうほう ちょうさこうもくとう 調査対象、調査方法、調査項目等についての きほんてき かんが かつ けんとう 基本的な考え方について検討 （この間、数回にわたり議論）	
ねん なつ 22年夏	ちょうさせつがい こつかく あん そうごうふくし ぶかい 調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に ていじ いけんちやうしゆ 提示し、意見聴取	ちょうさせつがい こつかく あん 調査設計の骨格（案）をとりまとめ そうごうふくし ぶかい いけん ぶ ちょうさせつがい 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の こつかく あん しゆうせい 骨格（案）を修正	けんとう けつかく ぐたいてき ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的 な調査設計の骨格（案）を作成 ちょうさせつがい こつかく あん さくせい 調査設計の骨格（案）をとりまとめ けんとう けつかく ぐたいてき ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的 な調査設計の骨格（案）を作成
ねん あき 22年秋	ちょうさせつがい こつかく あん 調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に提示し、意見 ちょうさせつがい こつかく あん 調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に提示し、意見 ちょうしゆ 聴取	しょうめんおよ ひつよう おう （書面及び必要に応じヒアリング） いけん ちやうしゆ けつかく ぶ しこう ちやうさ 意見聴取の結果を踏まえて、試行調査の ちょうさひやうあん 調査票案をとりまとめ そうごうふくし ぶかい いけん ぶ しこう ちやうさ 総合福祉部会の意見を踏まえて、試行調査の ちょうさひやうあん かくてい 調査票案を確定	しめ ほうしん もと しこう ワーキンググループで示された方針を基に、試行 ちょうさ ちやうさひやうあん さくせい 調査の調査票案を作成 しこう ちやうさ じっし 試行調査の実施



しこうちょうさ けっか しゅうやく
試行調査の結果の集約

しこうちょうさ けっか ふ ちょうさたいしょう ちょうさほうほう
試行調査の結果を踏まえた調査対象、調査方法、

ちょうさひょう あん さくせい
調査票の案の作成

しこうちょうさ しゅうけいけっか ほうこく
試行調査の集計結果の報告

ちょうさたいしょう ちょうさほうほう ちょうさひょう あん
調査対象、調査方法、調査票の案をとりまとめ

しこうちょうさ しゅうけいけっか ほうこく
試行調査の集計結果の報告

ちょうさたいしょう ちょうさほうほう ちょうさひょう あん そうごう
調査対象、調査方法、調査票の案を総合

ふくしぶかい ていじ いけんちょうしゆ
福祉部会に提示し、意見聴取

そうごうふくしぶかい いけん ふ ちょうさひょうなど
総合福祉部会の意見を踏まえて、調査票等の

ないよう かくてい
内容を確定

※ ひかくてきしょうきぼ しちょうそん いけん ちょうしゆほうほう けんとう
比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。